

● 市営住宅のあっせん

概 要	あらかじめ決定した市営住宅の範囲内で、現在居住されている住宅に住むことができなくなった犯罪被害者等に優先的に市営住宅へ入居いただく
対象要件	<p>○犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らか な者であり、次のいずれかに該当することが客観的に証明される者 (被害発生日から起算して5年以内に限る。)</p> <p>① 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった者</p> <p>② 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われた ため、当該住宅に居住し続けることが困難となった者</p> <p>③ 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われる など、当該住宅に居住し続けることで、犯罪等により自己の生命 又は身体に危害を受けるおそれがある者</p> <p>○市営住宅の入居要件を満たしていること</p>
申請期限	犯罪等による被害発生日から5年以内
必要書類	<p>○市営住宅入居申込書</p> <p>○犯罪被害者等の市営住宅入居に関する申立書 (現に市営住宅に居住する犯罪被害者等は、犯罪被害者等の市営住 宅変更申立書)</p> <p>○その他市営住宅入居資格を確認するために必要な書類</p>
受付時間	午前8時45分～午後5時30分
担当窓口	名古屋市犯罪被害者等総合支援窓口(スポーツ市民局人権施策推進室) 電話：052-972-3042